

座談会

企業から見て 特許事務所に期待する情報漏えい対策

企業弁理士知財委員会

【座談会参加者】

参加者は全員、企業に勤務する弁理士である。各参加者のプロフィールは以下のとおり。

＜記載項目＞①勤務地 ②会社の業種 ③従業員数 ④会社の年間の新規出願件数 ⑤履歴（業種、職種、年数など）⑥弁理士としてのキャリア

Aさん＝①東京都 ②合成樹脂製造販売会社 ③約300人 ④国内中心に100件強 ⑤研究・開発10年を経て、知財17年 ⑥12年

Bさん＝①東京都 ②装置メーカー ③約1万人 ④国内約1000件、国外延べ国数約1000件 ⑤開発設計19年を経て、知財10年 ⑥6年

Cさん＝①滋賀県 ②総合エレクトロニクスメーカー ③1万人以上（所属分野のみ）④国内外含め2000件程度（所属分野のみ）⑤ソフトウェア開発10年を経て、知財7年 ⑥5年

Dさん＝①東京都 ②総合電機メーカー ③1万人以上 ④国内数千件、グローバル出願率が高い ⑤研究開発を経て、研究開発企画 ⑥2年

Eさん＝①埼玉県 ②輸送機器メーカー ③3000人以上 ④国内500件程度、グローバル出願率が高い ⑤加工技術開発・設備設計を経て、知財6年 ⑥5年（2005年試験合格）

Fさん＝①神奈川県 ②機械メーカー ③約300人 ④国内20～30件、外国20件程度 ⑤知財7年（過去に特許事務所勤務2年） ⑥7年

Gさん＝①大阪府 ②総合エレクトロニクスメーカー ③1万人以上（所属分野のみ）④国内外含め2000件程度（所属分野のみ）⑤知財6年（過去に特許事務所勤務1年） ⑥7年

Hさん＝①東京都 ②エネルギー事業会社 ③1万人以上 ④国内中心に3～400件程度 ⑤保守・設計・施工・研究・開発8年、知財7年を経て、事業開発4年 ⑥7年

目次

1. ヒヤリ・ハット・キガカリ事例
2. 連絡手段について（ファックスとメール）
3. コンフリクト管理について
4. コンタミネーション（情報汚染）対策について
5. 情報の扱いに対する意識について
6. 秘密情報としての管理期間について
7. 弁理士会に期待する取組について

8. その他

【司会】 本日は「情報漏えい対策と防災対策から見た弁理士の危機管理」という大テーマの中に設定された「企業から見て特許事務所に期待する情報漏えい対策」について座談会を行います。本日は、企業に勤務されている弁理士の皆さまに集まっていただきました。今日は忌憚のないご意見をうかがうことができると思います。よろしくお願いします。

1. ヒヤリ・ハット・キガカリ事例

【司会】 まず今までに遭遇した、これは改善したほうがよいと感じた事例を伺いたいと思います。

【Aさん】 私が昔体験したヒヤリ・ハットの事例で、ファックスの配信ミスというものがあります。具体的にいうと、あるとき、海外の大手事務所から弊社へファックスが送信されて来ましたが、あて先をみると弊社宛てではなく、他社宛てのファックスだったという事例です。

【Cさん】 ある人から聞いた話ですが、会社から現地の事務所に駐在していたときに、ライバルメーカーの担当者が駐在しているといったことがあったようです。事務所側の意見としては、担当者を分けているとか、駐在者の技術分野が異なるから問題ないということ言われたようですが、駐在中に、お互い顔を合わせて、際どい議論になる可能性もありますから問題があるように感じました。国内に比べると、外国の代理人はコンフリクトの問題に対して意識が薄いのかなと思っています。

【Fさん】 私が現在の会社に入社する前の話なのですが、ライバル企業の弁理士さんが、あるとき会社に営業に来たということがあったそうです。その他にも、国内代理人が利用されている外国代理人がコンフリクトをしていたということも聞いたことがありま

す。外国の公報を見ていたら、外国のライバル企業の代理人と、私達の代理人が一緒だということに気がついて、それを国内代理人に伝えたそうです。私は外国担当ではありませんが弊社では現在は国内代理人から利用している外国代理人の情報を聞いてコンフリクトチェックを事前に行っているようです。

【Cさん】 新幹線の移動中に明細書を書かれている方を見たことがありましたね。弊社の仕事ではないのに、なんだか見ていてハラハラさせられました。

【Hさん】 この業界は人材の流動性が高いと考えますが、人の流動によって生じる情報漏えいが気になります。

2. 連絡手段について（ファックスとメール）

【Bさん】 ところでAさんの誤配信されたファックスを受け取った件ですが、誤りを発見したときに、動機的原因や再発防止対策などを相手方によく確認されましたか？

【Aさん】 いや、そこまでは確認しませんでした。

【Hさん】 それでは被害が発生していても発見が遅れたり、認識自体できないかもしれない。

【Bさん】 リスクが大きいね。だから十分な再発防止を相手方に確認して、徹底させるということが大切ですよ。相手の意識が低いのであれば、自分達のリスク低減のために、例えば文書にまとめて連絡し、相手方に働きかけをする手間もかける必要があります。

【Eさん】 弊社の場合も、誤送信で他社のファックスが来たという事例はありました。そのとき弊社では、事務所全部に短縮ダイヤルのセットを依頼しました。同じミスをした事務所がありました。やはり2度あるということは3度あるため、秘密管理体制、事務員の教育という観点からも、今後、業務を安心して発注できない事務所であるという判断になりました。

【Cさん】 他社向けのファックスが届いたということは、短縮登録したとしても、多分間違えてボタンを押してしまったということではないでしょうか。

【Eさん】 単純に宛先を勘違いしていたのか、短縮ボタンを間違えて押したのだと思います。どれだけミスが起きないようにしても、人為的なミスは防ぎようがない部分があります。人為的なミスをできる限り減らす意味でも、単純な入力ミスは防がないといけません。

【Bさん】 ファックスを減らすという対策のとり方もありますよね。そもそもミスを生じさせる状態自体をなくすという対策のとり方ですが。

【Fさん】 逆に電子メールを使わないという先生がいました。その先生とはファックスと郵送で書類のやり取りをしていました。セキュリティを考慮しての対応ですが業務を進めるうえでは少々不便でしたね。

【Cさん】 電子メールとファックスだと、電子メールのほうが盗み見たりされる危険性が高いという認識が、企業でも事務所でもあるように思います。これが正しいのかどうかわからないのですが。そういった理由で、ファックスを好むというところも多いと聞きます。

【Hさん】 執務スペースでの作業が盗み見られるような状態にあるということ自体が情報セキュリティ上の問題点です。情報管理のポイントに、執務スペースの分離や外部と内部の遮断の対策があります。何もリプレイスして壁で仕切れという大げさな話ではなく、例えば、床に区画テープやマットを置いてスペースを分離したり、訪問者が入り口から内部を眺めてもパソコンの画面や書類が視覚的に見えないようにするといった、お金をかけずに知恵と工夫で実現できて、実効性のある対策はあります。皆で考えれば、情報セキュリティに対する意識も高めあえますし、ルールを認識しつつ行動もできるようになる。一石二鳥、三鳥です。

【Eさん】 私の会社では、外国の代理人の場合は、通常、通信手段としてはファックスを使用します。国内は専用の暗号化したアプリケーションソフトを用いますが、外国の場合はそのアプリケーションがインストールできない場合もあり、ファックスでのやりとりというのが中心になっています。アメリカと欧州の代理人の一部だけはそのアプリケーションで取引していますが、それ以外はファックスと郵送ですね。

【Gさん】 ところで、電子メールですが、パスワードを設定してやり取りすることは必須ですよ。（全員うなづく）

3. コンフリクト管理について

【司会】 コンフリクトの話もできましたね。コンフリクトの件は特許事務所が行うべき対策項目として重要でしょうか？

【Fさん】 基本だと思います。昨年話ですが、と

ある事務所が営業に来てそこに仕事を発注することになったのですがその事務所からはなかなか連絡がこないということがありました。どうしたんだろうと思っていたら後からコンフリクトチェックに時間がかかってましたという連絡があり、その事務所の信用性が高まりましたね。

【Bさん】 特に海外。韓国などは大手の事務所しかなくて、海外は非常にコンフリクトの問題が生じやすいと感じています。ですから、事前によく相手を調査するということが、やはりとても大切だと思っています。弊社では、発注する時点で大丈夫かしつこく確認します。その後も、定期的に確認を繰り返します。海外の場合、非常にルーズなところが多いです。ですから問題が起きる前によくウオッチするということが一番大切だと思っています。

【Gさん】 実際そのルーズな事例が弊社でありました。アジアの台湾の事務所なのですが、コンフリクトのチェックを行うために訪問したときに、相手側がコンフリクトしているよと堂々と言い出した。でも彼が専門家だからやってもらっていると。もちろん専門家に担当していただいた方が当然よいのですが、コンフリクトを起こしているということを堂々とクライアントに言うという感覚でお仕事をされるようでは、ちょっといかなものかなということ、つき合いをやめたということがありました。アジアは欧米に比べたらコンフリクトに対する意識が低いのかなということを感じます。

【Fさん】 この前、弊社の外国出願の担当者に聞いた話ですが、中国は事務所の数が少なくてコンフリクトは仕方ないということをしていました。

【Bさん】 最近は事務所の数も増えてきましたが、確かに、アジアの国はまともな大手の事務所が少ないという状態ですね。だからこそ、発注前によく調べないとだめだと言いたい。

【Eさん】 ASEAN 地域の大手事務所だと、やはりコンフリクトが発生してしまうのだらうなと思います。弊社の場合は、基本的には全事務所に受任可能な技術分野を全部提示していただき、それを依頼時にチェックするという形をとっています。業界によっては、メーカー同士で発注している事務所の情報を出し合って、お互いにコンフリクトがないか確認をしていると聞いたことがあります。出願系であれば、どこの事務所を使っているかという情報は、それほど秘密性

が高いわけではありません。公報に掲載されますし、包袋を取り寄せれば分かることです。こういう活動がもっと進めばよいのかなとは思いますが。

【司会】 クライアント側で対策するという意見が多いですね。特許事務所側に期待する対策はありませんか。

【Eさん】 企業はコスト削減を主張してくるし、特許事務所側は面倒な対策を講じない方がコストもかからないし、なかなか難しい問題ですが、原則発注側が気をつけないことには防げないと思います。

【Hさん】 今までの話に出たようなクライアントの認識や、実際に防衛策として取組みしていることを、特許事務所側で自発的に対策して、その結果をクライアント側にわかるように提示していただくことを期待します。目先のコストについてはEさんの言われるとおりですが、結局は顧客に選ばれない事務所になっていくことは確実です。顧客が求める対策をとることが、自分達の収益をあげることにつながるということに早く気がついてほしいですね。

【Bさん】 顧客側として、発注契約書の条項に、防衛的だが、かなり厳しい内容を入れていくという管理もするね。あくまでも防衛にすぎないし、問題が起きてしまうと意味がないが必ず入れておく。例えば、故意にコンフリクトをしたら損害賠償を当然要求するかね。あと、コンフリクトが生じた場合には、ちゃんと正直に連絡してくれとか、定期的にコンフリクトの状態を調べて報告してくれとか、そういった条項を設定するね。

【Hさん】 契約書には作成者の意識が表れますよね。コンフリクトの話は、企業側からみれば重要項目の一つだと私は思います。係争ごとが生じそうなときに死活問題になるときもあります。自分達の味方をしてくれると思っていたら、相手側についてしまったとなると目も当てられませんし。日本だと弁理士法で31条に利益相反という条文があります。これはコンフリクトの問題を扱う条文です。コンフリクトについては弁理士会としても重要性を認識してくれているのだと考えています。

【Eさん】 直接外国の代理人とつき合いがある場合、外国代理人に直接コンフリクトのないように指導できますが、国内事務所を経由すると、国内事務所にはコンフリクトがないが、結局その事務所のつき合いがある外国の事務所となると限られてきて、そこから

国内事務所を介して外国に発注した場合、外国代理人が同一になるコンフリクトが発生する可能性があります(図1)。外国の事務所も国内の代理人から仕事を受けているから、もともとの親企業(出願人)に対するコンフリクトの意識が薄れていくので、その点は国内代理人にも留意して頂けると助かりますね。弊社ではコンフリクトを回避するために、弊社が使っている外国代理人と国内代理人の取引があればその外国代理人を選定してもらいます。

図1：国内代理人を通じて海外でコンフリクト問題が発生する場合

企業		国内事務所		外国事務所
A社	⇒	P事務所	⇒	X事務所
B社	⇒	Q事務所	⇒	X事務所

【司会】 なるほど。具体的にはそのような対策をとられているのですね。しかし、特許事務所が行うべき対策という観点で考えると、複数の外国代理人とつき合えるような大手の特許事務所ならば同じような対策がとれるかもしれませんが、実際はほとんどの特許事務所ではお付き合いをする外国代理人は1カ国に複数もてないでしょうから、対応は難しいですね。

【Eさん】 そうですね。でもその場合であっても、日本の代理人が外国の代理人に頼む前に、外国代理人選定の確認をクライアント側に行うという作業が必要なのかなと思いますね。確認作業を行えば、一応企業側がチェックすべき義務がある程度発生します。事務所側も過大な負担にはならないと思います。一方で、国内の代理人も確認作業さえすれば問題ないという意識では困ります。クライアントの利益になるように、外国代理人に対しても受任可能な技術分野やすでに代理している企業名を教えてもらい、発注できる技術分野を理解しておくことが必要だと思います。大手企業であればコンフリクトの有無を確認できますが、中小企業や大企業でも年間数十件程度の外国出願を行う企業の場合、自社で確認することは実質的に不可能なので、事務所側で外国においてコンフリクトが発生しないような対策を講じる意識を持って頂けると良いと思います。

【Bさん】 確かに、アメリカとかヨーロッパだと、大手から実力のある弁理士を独立させて育てるという大手の会社はありましたね。アジアなどでは、まだそこまで行っていないということでしょうか。

4. コンタミネーション(情報汚染)対策について

【司会】 ところで、企業側だとコンタミネーション(以下、「コンタミ」という)についても気を配りますがいかがでしょうか。

【Dさん】 私は知財部ではないので、共同研究等の違う分野の話ですが、コンタミ対策はとても厳密に行っています。というのは、共同研究するときNDA(Non-Disclosure Agreement: 秘密保持契約)を結んで、技術をシェアしますが、関わった研究所や部署の中で技術情報をとどめるというような管理を厳格にしないと、たまたま共同研究を通して入ってきた技術情報があって、それより先に共同研究とは無関係の別の部署が類似発明をしていた場合に、後でその入ってきた情報をもとに発明・開発したであろうというようなことで訴訟に発展するリスクがあるからです。

【Eさん】 「担当者を分けています」と事務所の方が言われますが、同じ事務所で同じ屋根の下にいて、一緒に会議をして、話して、Xさんの話した内容に知恵を得て、Yさんが明細書を作成すれば、その知識が入ってきますから、明細書の中に情報が混在してしまいますよね。

【Dさん】 そうですね。どこまでの範囲でこの情報を使いますということを企業では管理し、履歴が残るようにしているので、その点は特許事務所の先生方にも参考にしていただけるかもしれません。

【Eさん】 そもそも同じ屋根の中に入っていたら、コンタミが発生するリスクがあるので、仕事を受けないというのが原則的なスタンスであるべきだと思います。

【Bさん】 本来はソフト開発と同じようにパーティションを張らないとだめですよ。パーティションを張るといのは、まったく別の部屋にしてしまう、会議も一切一緒にしない。人が接触もしないようにすること。そこまでやらないと、本当のパーティションではないでしょうね。

【Eさん】 もし、担当者が異なるとして受任する場合は、人的交流を避けないとだめですね。ジョブローテーションなどがあると、全く意味が無くなりますよね。

【Bさん】 担当を分けているからよいのだと主張するのであれば、本当にパーティションを張っているのですか、どのようなパーティションを張っているの

すかというようなことをきちんとチェックしないとだめですよ。

【Cさん】 しかし規模がそれほど大きくない事務所にそこまでの要求をするというのはなかなか難しいのかなというところですよ。

【Bさん】 難しいと思いますよ。だから人数規模が3人～10人程度の小さい事務所はリスクが高いというわけですよ。

【Hさん】 他業種ではプロジェクトごとに専門チームを組んでいて、他チームとは交流をさせないように管理をする例がありますね。

【Bさん】 公認会計事務所などはそうですね。

【Hさん】 はい。そのとおりです。例えば事業系のコンサル業務では、スペース的にも、人的にも、もちろん、情報機器面でも分離して仕事をされています。管理体制や管理方針は、クライアント側にも説明をし、条件を決定してから業務を受託するという流れです。発注側としても納得感がありますし、ルールも明確で管理もしやすい。企業側にとって発明情報は新規事業の情報と同じくらい秘密性のレベルが高いわけです。特許事務所にはそういった情報を扱っているという意識で情報に接していただけるとありがたいと感じます。

【Fさん】 特許事務所が扱う情報のレベルを考えると、一般情報を多く扱っている一般企業よりも、むしろもっと情報漏えいに関して、厳しく管理しなければいけないということですね。

5. 情報の扱いに対する意識について

【司 会】 特許事務所の情報管理体制の整備ですが、企業と比べて整備の遅れを感じることはありますか？

【Dさん】 企業と特許事務所という違いもありますが、企業間でもかなり違いがあるということを感じています。特に私の経験上から言うと、システムインテグレーション（SI）系の企業はすごく厳しい管理をしていると感じています。どこの企業でもベースとして、USBメモリーを暗号化する等の対策は行っていると思いますが、USBの端子をはがしたら文字が浮き出てくるようなシールで覆っていたり、そもそもUSB経由で機器がパソコンに接続できないように対策されていたりとか厳しい会社は、かなり高度に管理されますから、企業間であっても結構差があるのでは

ないかなと感じています。

【Bさん】 やはりBtoCのビジネスとBtoBのビジネスの場で随分違うわけですよ。BtoBだと、大企業がお客さんになっていくから、その情報が漏れると大変なわけです。BtoCであれば、研究開発だけ押さえておけばよいわけですよ。だから厳しさが全く違う。

【Hさん】 普通に企業でやっていることとして、さらっと流れてしまっていますが、具体的に例をあげると企業内では様々なことを日常的に行っていると考えます。例えば、会社ではデータを持ち出ししようとしたり、メールに添付して発信しようとするすると自動的に暗号がかかります。そういったソフトウェア上の対策だけでなく、持ち出しのときは持ち出し簿に記入をしたり、もって帰ったときの確認や、廃棄のチェックなどの管理も行っています。ワイヤーでパソコンと机とが固定されていますから、パソコンを外部に持ち出すには鍵が必要です。こういった管理体制は、企業に勤めていると普通に行っている。特許事務所にお勤めされている弁理士の方は、データを気軽に持ち帰って家でお仕事をされたり、パソコンをあまりセキュリティーが高くない状態に置いているように感じる場合があります。

【Gさん】 事務所の方と出願の面談や打ち合わせをするときに、事務所の方に来てもらうときがあります。そのときに「電車の中で資料を確認してきました」とか言われたり。

【Hさん】 そうそう。にこにこ笑われながら言われると、ちょっと違うだろうという思いでいっぱいになりますね。意識がないということが一番対処に困ります。

【Bさん】 弊社では社員に対する管理と同じように、パソコンを自宅に持って作業しないとか、家族が使っているパソコンでは業務は絶対にしないとか、そういう誓約書をいただいています。やはり、こういう具体的な管理は必要ですよ。

【Hさん】 昔ファイル交換ソフトで大きな被害を被った会社が発生したことをきっかけにして、私どもの会社では、業務を依頼している代理人の方々全部にご連絡をして、当該ソフトのアンインストールのお願いと、実施済みの確認書をいただいたことがあります。削除が確実にされているか、確認の仕方の手順書なども配ったりもしました。

【Bさん】 その取り組みは、今も定期的にやっていますよ、会社と同じタイミングで、半年に一度とかね。

【Eさん】 特許事務所の情報管理体制についてですが、情報の重要度の認識という面で企業と事務所との間に温度差があるのではないかと思います。私は情報漏えいにより発生するリスクは2段階あると考えていて、1段階目は新しい情報が公開されてしまうことによって、自社で独占権が取れないということ。これは事業に大きな影響を及ぼします。独占できると思っていた事業で独占できないわけですから、事業計画が失敗に終わる可能性すらあります。2段階目は、その情報を第三者が得て、それを出願した場合です。自社の製品、量産する製品をそのまま権利化しているわけですから、どこまで補正されようが、自社製品が権利範囲に入ってしまう。当然ですよ。だって自社製品そのものの出願なので。グローバル展開する製品だったら、被害は甚大です。独占できないばかりでなく、自社製品が市場から排他されるわけです。今後の事業継続も怪しくなります。事務所側で責任をとれるレベルの損害ではなくなる訳です。2段階目に至るという可能性を認識して、事務所は情報を処理してもらわないと、安心して事務所には頼みません。当然、冒認出願は無効理由になる国がほとんどですが、自社の発明がその第三者によって出願されたことを証明することは困難ですし、その対応は簡単なものではありません、対応費用・工数被害は甚大になります。

6. 秘密情報としての管理期間について

【司会】 秘密情報をどのぐらいの期間維持するのですが、特許などは公開制度があります。これらを踏まえて、公開の前後でセキュリティーのレベルは変化すると考えますか？

【Eさん】 弁理士会が出している業務標準の中の秘密保持およびそのための使用人等の指導・監督についての指針の中に、一応公開された後であっても、その企業に対する情報が含まれているので、勝手に公開された情報だと思わないようにということが書いてありますよね。まさにそのとおりで、届出書のフォーマットとか、自社の業務フローなどが含まれている場合があって、発明の内容が公開されたとしても、その様式が公開されたわけではない。こういう認識を持っていただかないと困ります。自社の特許管理体制が外部にオープンになるということは、かなりリスクがあると

思っています。ですから、公開前後ですみ分けるのではなくて、常に秘密なのだという認識を持ってもらいたいですね。それは例えば中間処理にしてもそうですね、中間処理だから電車の中で検討してよいという認識も困る。確かに公開公報にはなっていますし、拒絶理由もIPDLで確認できますが、検討過程は、やはりオープンにされては困ると思います。

【司会】 検討過程のメモなどを保存しておいてほしい期間や処理方法などのご意見はありますか。

【Hさん】 処理方法の管理としては、企業では一旦秘密情報として扱った情報は、その後それが解除されたとしても廃品回収などには出さずに、シュレッダーなり溶解処理なりをします。最終処分の処理チェック表もあります。しかし実際のところ、管理を行う人員もですが、スペースそのものもお金なので、企業と同じ程度のレベル感で情報の維持や管理を特許事務所で行うことは難しいとは思っています。

【Cさん】 私は権利化が終了したら、事務所側では保管していただかなくてもよいのかなとは思いますが、もちろん企業側としては権利化が済んで、それまでの権利化の過程というのが、実際に権利活用するときに影響するので、情報としては必要だと思いますが、おそらく事務所は権利化するまでが目的かなと思うので。

【Eさん】 出願が終わった後も保管が必要ですか？出願が終わったら出願書類の範囲内でしか原則何もできないので、もう全部廃棄してもらえればよいのかなとも思いますが。

【Cさん】 いや、会社と事務所とのやりとりなど、権利化の過程の情報が必要になることもあるように思います。もちろん、それは会社側が管理したらよいのでしょうか。

【Eさん】 ディスカバリーで先発明を証明したいときに事務所がここで受任していますというのを残したいのであれば別ですけど、そうではないのであれば、原則出願が終わった時点で全て破棄してもらえればよいのかな。

【Hさん】 なんらかルールを作ってそれを全うするというのでしょうか。会社の中で秘密管理体制をつくる時の一番のコツに廃棄をどうするかがあります。会社では処分までの期間や処分方法が、内容によって明確に決まっていますよね。

【Eさん】 タイミングですよ。

【Hさん】 タイミングと範囲ですね、残す範囲と捨てる範囲。それから年次。どれぐらいの期間保有して、あとはどのように捨てるかというルールです。捨てるルールを決めて、それを徹底させるということは結構重要だと思います。その点で、出願後はすべて廃棄というように決めてしまうことは効果的だと思います。

【Eさん】 そうです、トリガーが明確だと思うので。

【Aさん】 出願系だと、長期間継続しますが、鑑定などの一発物、そういう場合は鑑定書をもらったから、渡している資料を、返却してもらうか、破棄してもらっています。

【Fさん】 特許事務所は一般的に権利が切れるまで書類を持っているのではないのでしょうか。所有する書類が膨大になってしまったり、ずっと書類を持っていると、情報漏えいのリスクもそのまま背負うので、企業側から捨ててくださいと言うと、リスクも減るし、事務所も助かるのではと思います。

【Eさん】 事務所側はなぜ情報を持っているのですか？

【Fさん】 権利がなくなるまでは責任があるので、持っているのではないのでしょうか。どうなのでしょう。

【Bさん】 問い合わせが来る場合があるからでしょう、一般的には。

【Fさん】 おそらくそうでしょうね。ほとんどの事務所では廃棄できずに保有しているのではないかと思いますね。

【Bさん】 お守りとして持っているのだと思うよ。検討資料とか、打ち合わせメモがあれば、これはどういう理由でこういうクレームにしたのか分かるし、例えば、他社情報とかも含めていろんな検討資料がある。だから、特に、重要特許ほど簡単に捨ててとは私は言えない。

【Fさん】 企業側から言えないなら、特許事務所側としては、保有しておかないといけなく、ということになりますよね。

【Gさん】 企業側の知財担当もころころ変わるので、訴訟になったときに、何でこのようなクレームしたのかという話があったり。

【Hさん】 それで、エビデンスを残しておきたい、ということになるのですね。

【Gさん】 事務所側がそうしたのか、当社の担当者がそうしろといったのかというエビデンスだよな。

【Eさん】 でもそのような場合なら、企業側の包装には、全部指示書が残りますよね。

【Gさん】 それもない場合がある。企業側にもなくて、事務所側に行ってもなかった、そういうことがたまにあるみたいですね。

【Aさん】 企業側もそんなにスペースはないから、そんなに全部置くことはできない。どこに置くんだという話があります。

【Cさん】 確かに、どのタイミングで捨てるかというのは問題ですよな。

【Aさん】 ある事務所は、クライアントからいつ聞かれても困らないように、どこか倉庫を借りて、そこにずっと保管しているというのは聞いたことありません。

【Cさん】 そうはいつでも、企業側がきっちり明確に事務所に廃棄の指示を伝えることがおそらくよいのですね。企業側も、事務所に捨ててもらうことによって情報漏えいのリスクが下がるし。

【Hさん】 情報の取扱い方法はクライアント側とコミュニケーションをとって取り決めればよいと思います。企業間でも同じように業務を行う前に情報管理方針を取り決めますから、あまり違和感はない対処法ですが、特許業界ではそういう交渉をされる方はほとんどいませんね。コンサル会社では不要な秘密情報を持たない方針を明示する会社は意外と多いです。

【Bさん】 会社側で全部管理するのだというのも1つの考えだと思うね。その分特許事務所側は管理費は削減できるでしょうか、明細書の作成に集中してくださいと要求するのも方法かもしれない。

7. 弁理士会に期待する取組について

【司 会】 特許事務所は顧客の事業にかかわる重要な秘密情報を扱うわけですから、では、特許事務所では、どの程度の情報管理体制が必要と感じますか。

【Bさん】 営業秘密の管理で裁判例で勝つためには、管理者を置いて鍵のかかるところに保管しなさいと決まっていますよね。事務所だけの入退室だけの管理だけでは不十分ですよとか、同僚の人が誰でも見られる状態ではだめですよとなっている。しかし、実際に、そういうレベルに耐え得る管理をされているところが、全てとは思えません。残念ながら。

【Eさん】 私は事務所の管理体制と考えると、1人とか2人の事務所というところにそれを要求するのは実質的に不可能だと思うのです。例えば経済産業省や弁理士会の業務標準などで、こういう項目をチェックしなさいとありますが、おそらくチェックしていない。そもそも、自分でチェックしていたら、お手盛りチェックになるので、あまり意味がない。弁理士会がチェックリストの提出義務を課した場合、ある程度効果はあると思いますが、自分でチェックしている以上大きな成果は期待できない。食品関係だと基準に違反する場合は指導や業務停止があります。弁理士会から勧告してそれでも直らない場合は、下手したら業務停止処分があるかもしれないという危機感が必要かと思っています。弁理士会が会員をチェックする体制を整えば、自分のところにチェックが入るという危機感からちゃんとチェックするようになるかもしれない。

【Hさん】 監査体制のことですね。情報管理体制の整備については、弁理士会としての関与がある程度必要だと私も感じます。関与の仕方の1つに監査という形はありそうです。

【Eさん】 ただ弁理士（弁理士会）が監査することは、他の弁理士が代理をしていない業務にかかわるといって難しいと思います。やはり第三者機関みたいところに委託して監査してもらおう。危機感を与えることが大切な事だと思います。

【Bさん】 しかし、やはりセキュリティーを確保するということは、コストアップなのだと思っております。だから厳しいセキュリティーを要求するのであれば、コストアップをどこまで許容するかという点をきちんと考えてあげないといけません。

【Cさん】 おっしゃるとおりで、セキュリティーの体制づくりというのは、すごくコストがかかって、ある程度の規模に対して行わないと、ペイできるものではなくて、コストパフォーマンスも悪いのかなと思っています。一人、二人の事務所にそれを要求していくというのはちょっと厳しいので、弁理士会が何らかの管理体制をしくというような形は1つあるのかなと思っています。

【Eさん】 バックアップでは、確かに大手事務所だと東京と大阪に事務所があって、それぞれにサーバーを持っているので、いずれかの地域で大規模災害が起こっても、もう1つのバックアップが生きています、というようなことがあります。やはり中小の規模だ

とそれはできない。サーバー利用の契約もコスト面でなかなか難しい。そういう場合、出願が終わったとか年金管理の情報について弁理士会が有料で低コストのサーバーを用意して、ある程度高い秘密性を持った管理体制を提供するというのも必要になってくるのかなと感じますね。無料でではなくて、あくまでも有料で、実費程度で対応できるようなシステムが提供できるとよいですね。

【Hさん】 扱う量が多くなれば、スケールメリットがでてコストも下がるわけです。そういったサービスを提供している会社はたくさんありますが、弁理士会が提携してサービスを安く会員に提供するというのが実現できればありがたいですね。

【Eさん】 そうですね。例えば自事務所のパソコンが全部なくなったとしても、一応こちらにバックアップがあるよという状態は、個人事務所も安心できますし、企業側つまりクライアント側も安心できます。

【Fさん】 弁理士会が入ると、特許事務所全体が1個の組織の中に入っているような感じになりますよね。組織が見えると信用力が増すということがあるのではないのでしょうか。弁理士会が入って、情報漏えいにしても、期限管理にしても、何か組織的に取り組みを行っているなどというところを見せると、全体的によくなって、会社に対する信用も高まるのではないのでしょうか。

【Hさん】 そうですよ。プラットフォームを弁理士会として用意しておくというのは個人事務所に対する信用も、弁理士という仕事自体に対する信用も高めるような気がします。

【Fさん】 そうそう。かなりよくなると思いますよ。

【Aさん】 現状だと、どうしても個人事務所がそういう体制をとることが難しい。ある程度の規模の事務所であればそういう体制がとれませんから、リスク管理からある程度の規模の事務所を選択する場合があります。本当は、個人事務所でもできる人には業務を出したいですが、セキュリティー面でちょっと待ってということになる。もったいないですね。

【Bさん】 そうですね。ハードディスクのないパソコンを使ったら、完全にそれができるようになるので、すよね、まだちょっと性能が悪いけれど、もうちょっと速度速くなれば、ハードディスクのないパソコンで一括管理したサーバーをシェアすればよいわけですか

らね。

【Eさん】 防災対策から見た弁理士の危機管理を具体的に実現するうえでも合う話です。

【Hさん】 一部の官公庁では導入されているシステムがありますよね。自宅で業務をすることを野放図に賛成はできませんが、そのようなシステムを導入すれば、防災対策になるだけでなく、セキュリティレベルを維持しながら自宅勤務もできるようになるといった副次的効果もです。

【Dさん】 弁理士会でプラットフォームを作るというご意見に賛成ですが、最近ではやろうと思えば個人レベルでもネットワークサービスを契約して対策できるようになってきたと思います。弁理士会でやるべきことと、個人でやるべきことを、どういうふうに分けるかが問題だと思います。

【Eさん】 個人でやると、やはり費用が莫大にかかる。

【Dさん】 かつてはそうだったと思いますが、最近は大分コストダウンもしてきており、状況が変わっています。例えば、最低限満たすべきボーダーラインなのか、それとも付加価値なのかに分けて、ボーダーラインのシステムは弁理士会で用意しましょう、付加価値になるようなところは自分でやりましょうといった分け方もできると思います。

【Eさん】 私もそういう認識です。うちは鉄壁ですというところがあるなら付加価値として提供すればよいですし、例えば薬関係は特許1件の価値が高いわけなので、セキュリティ対策を事務所の売りにすればよいと思いますし、最低限のライン、今でいうと法律で守られるレベルをちゃんと弁理士会が担保しますと。それ以上の管理というのであれば、また別途企業側がお金を払えばよいので、そのランクづけは賛成しますね、私も。

【Dさん】 これは事務所弁理士、企業弁理士に関わらず自分も含めての弁理士に対する期待なのですが、弁理士は得意分野があるとはいえ、基本的には先端技術に精通している専門家なので、例えば専門外の分野であっても技術には貪欲であるべきだと思うのですよね。ですから、企業が要求するか否かにかかわらず、IT技術に関しても少なくとも他士業には負けないような、もっと贅沢を言うと企業に負けないぐらい最先端行っていますというようにあってほしいと、個人的には願っています。

【Eさん】 確かにそれはあるかもしれないが、意匠を専門にされる弁理士だっていますし、商標を専門にされている弁理士だっています。特許ができないと弁理士ではないのかというと、そのようなことはないと思うのです。やはり技術に疎くても、商標のプロであれば、弁理士としてとても素晴らしいわけなので、そういう方たちの弱点を補うことが弁理士会の役割かなと考えます。もちろん、うちは詳しい、自社でやっていますというなら、それを売りにしていけばよいと思うのです。

【Dさん】 なるほど。

【Eさん】 ベースですよ。最低限のところは弁理士会が担保してあげる。監査なり、サーバーを用意するなり、何らかの形で関与していけばよいのかなと思います。

8. その他

【司会】 お話にでていたようなプラットフォームは弁理士会として現状提供していないわけですし、一方で、各個人事務所でそれを用意することは難しいという話もございました。それでは、クライアント側で情報セキュリティー体制をある程度担保するというやり方を現在取られていますか。

【Eさん】 弊社は専用のアプリケーションソフトを各事務所に使用していただいています。企業側もいろんな特許管理システムがありますので、やはりそれに対応したシステムを導入していただくことが必要かと思っています。システムの導入をしない事務所には企業側も仕事が出しにくくなりますので、企業側がシステム導入に積極的であれば、事務所側もそれに賛同するような形で追従してほしいなと思います。

【Cさん】 専用回線という話と同様だと思うのですが、弊社の場合も内部開発した管理システムというのを国内も海外も導入して使ってもらっています。メールやファックスのやりとりというのも激減しましたからセキュリティーの部分はかなり担保されているのかなと思っています。専用システムの導入に前向きではない事務所への新規依頼は当然少なくなっています。

【Hさん】 当社もシステムを導入してもらっていますね。情報セキュリティーが一番低い管理レベルで状態が決定してしまう。管理レベルが落ちるので、システムを導入していただけない特許事務所とはどうして

も縁が薄くなります。

【Aさん】 事務所にどういふセキュリティーをとっているか聞いたことがあります。入退出管理とか、システム専任者がいるとか、社内のネットワークと外部のネットワークの分離とか、そういうかなりのセキュリティー対策をやっている事務所もありました。また、メールを暗号化するとか、バックアップをとるとかは、普通にやっているようでした。あまり高度になると、またそれはコストがかかるので、事務所の規模等によると思います。

【Fさん】 先ほども話が出たとは思いますが、事務所単位で個々に取組をするよりも、情報漏えいに関するルールとかシステムを弁理士会で全体に共通するものをつくって、それを個々の事務所に提供するのがよいのではないのでしょうか。そして、ルールやシステムが適正に運用されているかどうか当然に監査もする、それがやはり大事だと思いますよ。管理的なものは共通するものなので、弁理士会が標準的なものを提供する。そうすると企業からも信頼されるし、事務所も助かるのではないのでしょうか。弁理士会が間に入ると、「弁理士会こういうことをやっているのだな」ということになって、企業と弁理士会の距離ももっと近くなるかもしれない。企業に弁理士会をもっと身近に感じてもらえるようにしたいですね。

【Eさん】 弁理士会がチェックをすると、やはり内々なのです。監査は外部の監査を入れないことにはだめだと思う。弁理士会が業務標準とか指針に従って会員は自らの秘密管理体制を整え、それに対して外部がチェックをするという形が一番よいのではないですか。費用も、予算を決めて、その予算の範囲内でチェックする形で十分なのかなと。

【Cさん】 基準という意味では、企業の場合、ISO14000とかありますよね。秘密管理についてISOの簡易版のようなものがあるのでしょうか。

【Hさん】 ISOで情報セキュリティマネジメントシステムというISO27000シリーズがありますね。

【Dさん】 電子情報の管理についてはIPAが結構しっかりしたマニュアルを作っていますね。

【Hさん】 IPAのマニュアルは事例検討ができるようになっていて、具体的に分かりやすいですね。こういう取組はやっていくときりがないけれども、ここまですればよいというようなボーダーとか業界標準としてあるとよいですよ。

【Bさん】 事務所の宣伝に使われればよいですね。うちはここまでやっていますというのを積極的にアピールしてもらおうと。さっきのISOも確かにそういう考えはあるのだけど、別の思惑も存在しているからね。だからもっと高品質なことをしているから認証はいらないと宣言している大手の会社もありますよね。ISOのようにガチガチがよいかというと、ちょっと別だけれど……。

【Eさん】 だから最低ラインですよ、最低ラインは弁理士会が見ていますよという姿勢でよいのかなと。あとはやはり各事務所の売りにされていけばよいのかなと考えます。

【Bさん】 そうだね。特許事務所もそういう取組を積極的にアピールして回ればよいと思いますよ。

【Hさん】 情報が漏えいしたときにどのような対応をするか、という点も気になります。情報セキュリティ管理では不具合発生時の対応の仕組みも必要です。

【Bさん】 企業ならば、それこそISOではないが、リスク管理体制は明確。例えば、弊社なら専務が責任者になっていて、即、責任者まで報告が行くということは明確に決まっているが。

【Hさん】 これは、むしろ大きい特許事務所ほど悩ましい問題になってくるのではないかと考えます。管理責任者のトップ、例えば所長にどのように、すばやく的確な情報伝達行われて、その情報を得た所長がクライアントにどのように的確に情報を流していくのかといったしくみが存在するののかも分からない。

【Eさん】 そうですね。流出リスクは最終的には人材流動化とも関係あります。例えばX社のある技術をずっと担当していた担当者がやめましたということをやむを得ず企業側に通知するかというと、通知している事務所もありますし、していない事務所もあると思います。義務もルールもないと思いますね。そうすると、出願公開前の技術を知った人間がどこへ行ったやらということになる。これは企業側にすれば、結構大きな問題かなとは思いますが。通知義務はある程度課してもよいのかなとは思いますが。当然、企業内にいれば、退社した人間がいればわかりますから。

【Bさん】 退職時の契約の追跡条項ですよ。普通、資料は一切持ち出し不可というか、企業なら、例えばパソコンに、メールでどういうやりとりをしたとか、どういうデータを落としたとか全部モニターして

いますから、外部メモリーなどをつけていれば、即わかってしまう。そういった管理をされている状態で情報を返却せよということになるので管理は厳しい。だけど、退職時の契約がそもそもきちんとしているかという点もあると思う。

【Hさん】 扱っている情報は誰のものかという認識が正しくされているかという点は情報管理の出発点です。弁理士会では「事務引継規定」がありますが、申込書の書式にクライアントに許可を得ていることを確認する欄はありません。扱っている情報はクライアントのものだという意識が薄れていると情報管理が不適切になるもとなので、連絡の取れないクライアントに関する情報だけとか、前提となる考え方の補足説明が必要だなと感じました。

【Eさん】 そうですね、業務引き継ぎには、お互い知っている情報を話さないよというか、隠すなどという記載はありますが、クライアントへの通知ってなかったような気がしますね。

【Bさん】 だから無限責任ね、昔なら無限責任だっていっても、どちらかという事務所よりも弁理士に頼んでいるという感覚が古い人は強いのかもかもしれないね。だけど今は弁理士個人ではなく事務所に依頼しているから齟齬がでる。だからこそ、まさしく発注契約が重要だと思うのね。発注契約で、どこどこ事務所に対して発注しますとか、どこどこ事務所のだれだれ弁理士に発注しますというふうになっていない限り、もともとの契約に戻ると思うよ。特に今みたいに業務法人になっていれば、業務法人に発注しているわけで、法人格を持っていない事務所なら、事務所のボスに発注したことになる。そもそも企業の通常のもの発注レベルのことが分かって頂いているか疑問です。例えば、どこに発注するかというだけで、企業なら与信管理とか、品質や品質管理の体制も大丈夫か、情報セキュリティ体制もできているかといった、発注してよいのかという審査からまず始まるわけだから。

【Eさん】 弊社も改めて新しい事務所を使うことになると、口座を起すのでチェックは相当レベルが高くなります。

【Bさん】 通常のもの発注ならば定期的なチェックもしている。

【Hさん】 弁理士は守秘義務がありますが、弁理士

以外の特許事務所の職員の流動は怖いと思います。

【Bさん】 弁理士以外の人については、弁理士のような直接的な責任が無いから、個人個人に対して契約で条件を明確にした管理をしてもらわないといけない。

【Eさん】 しかし、退社するときに契約書にサインをさせるということは難しいと思います。もうやめますという人はサインをしません。

【Bさん】 職業選択の自由があるから、辞める段になって突然という形は難しいが、企業では競業禁止、例えば競業メーカーに行かなければ、退職金を上積みしますよという形をとったりする。もし競業禁止を守ってくれないのであれば、退職金を例えば出しませんよという就業規則にしないと実行性がでないね。

【Eさん】 例えばY社の代理人事務所に、自分はY社とライバルのX社の担当をずっとやっていたから、この技術詳しいですと売り込んで入所した場合に、雇い入れする事務所ですぐにY社の明細書を書き始めたらこれはやはり問題です。少なくとも同様の技術に関しては何年間か、例えば、2年間とか1年間とか、書きません、書かせませんという管理が必要です。事務所を移るのは職業選択の自由でよいけれど、転職後に前職で担当していた技術について書き始めるのは1年後、公開ベースで言えば1年半後にすべきではないかと思います。ですから、その類似技術範囲については退職後も何年間は業務をしないという契約でやはり入所させるべきだと思いますね。

【Hさん】 弁理士以外に明細書を書かせていること自体が弁理士法違反や委託契約違反ですから今の話は弁理士の転職の話と考えますが、雇う側も不正競争防止法上の対策も考えて、雇用を考えるということが大事ですね。

【Eさん】 事務所側で対応をしていただかないと、やはり技術流出は防げません。

【Bさん】 配慮を持ってもらうということでしょう。

【司会】 情報管理の意識を高めてもらって、継続した取組みを行う体制が必要なのでしょうね。それでは皆さん、今日はどうもありがとうございました。

(原稿受領 2012. 10. 1)